

すべての人がいきいきと

安心して暮らせるまちを目指して

12月3～9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、国民一人ひとりが障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。敦賀市では、障がいのあるなしに関わらず、すべての住民が個性を活かし、支援の受け手や支え手という関係性を超え、共に支え合いながら自立した生活ができる「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現に向け、何ができるか考えてみませんか。

「バリアフリー」の「バリア」とは？

「バリア」とは、英語で「障壁」を意味しており、「バリアフリー」とは社会の中にある様々な障壁を取り除く（フリーにする）ことをいいます。

もともとは建築用語で段差などを取り除く意味として使われていたが、今は、「あらゆる人が社会に参加できるように、すべての分野のバリアを取り除く」という意味で用いられています。

4種類のバリア

障がいのある人が社会の中で感じて

③文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が十分ではないため、必要な情報が平等に得られないバリア（音声情報が出ないタッチパネル式操作盤 など）

④意識上のバリア

偏見や差別、無関心など、困難さがある人を受け入れないバリア（障がいがある人への心無い言葉や誤った認識など）

いるバリアは、大きく4種類に分けられると言われています。

①物理的なバリア

公共交通機関や道路、建物などを利用する人に対して不便さを感じさせる物理的なバリア（出入口の段差や点字ブロック上にある自転車 など）

②制度的なバリア

その人が持っている力を出す機会を社会の制度やルールにより奪われているバリア（就職試験が障がいを理由に受けられない など）

心のバリアフリーが大切！

意識上のバリアをなくすために大切なことは、一人ひとりの「心のバリアフリー」です。バリアを感じている人の立場になって考え、困っている人に気が付いた時は、声をかけるなどの行動を起こすことが大切です。相手の気持ちを尊重し、一人ひとりが心のバリアフリーを実践することで、バリアのない社会を広げていきましょう。

困りごととはまずご相談ください！

どんな相談でも断らずに受け止めます。相談の内容によっては、対応にふさわしい機関と連携を図ります。

相談内容	名称	担当地域	問い合わせ先
高齢者に関すること	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」	粟野地区以外	☎22-7272
	敦賀市地域包括支援センター「なごみ」	粟野地区	☎21-7530
	敦賀市地域包括支援センター「長寿」	市内全域	☎22-8181
障がい者に関すること	敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」	市内全域	☎22-8811
	敦賀市障害者地域生活支援センター「こだま」		☎20-4565
	地域活動支援センター「はあとぼーとさくらヶ丘」		☎24-4848
	敦賀市地域福祉課障がい者支援係		☎22-8176
子どもに関すること	敦賀市子育て総合支援センター	市内全域	☎21-1151 (相談専用)
	敦賀市粟野子育て支援センター		☎21-0133 (相談専用)
	敦賀市健康センター「はびふる」		☎25-5311
	敦賀市児童家庭課子ども家庭相談室		☎22-8223
	敦賀市学校教育課		☎22-8162
生活困窮者に関すること	敦賀市自立促進支援センター	市内全域	☎0120-215-331 ☎22-3736
	敦賀市地域福祉課保護係		☎22-8123
ひきこもりに関すること	敦賀市地域福祉課地域共生社会推進室	市内全域	☎22-8118

問い合わせ先 地域福祉課 ☎22-8118

支援体制のイメージ

既存の相談窓口を活用し、関係機関の連携を強化していくことで支援体制の充実を図ります。



生活が苦しい…
住む場所もなくなりそう…



病気や障がい、思うように働けない…



どこに相談したらいいのかわからなくて…



少子高齢化に伴い、生活のスタイルが変化する中で、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など、個人や世帯がさまざまな生活上の課題を抱えるようになり、これまでの「高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者」といった対象者ごとの支援体制だけでは、対応が困難になってきています。「敦賀市重層的支援体制整備事業」は、困っていることや心配なことについて、関係する機関みんなで一つのチームを作り、解決策を一緒に考え、支援します。

令和5年4月から

「敦賀市重層的支援体制整備事業」

がスタートしました。